

令和3年2月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令和 3 年 2 月 25 日 午後 1 時 30 分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊟欠席 ㊟遅刻 ㊟早退)	
○ 1 番 伊藤 薫	○ 2 番 吉永 守	○ 3 番 柿山 享
○ 4 番 大久保 純三	○ 5 番 武部 文男	○ 6 番 大川内 満舎信
○ 7 番 松尾 奈津子	㊟ 8 番 田中 康	○ 9 番 崎田 隆
○ 10番 吉原 順穂	○ 11番 益本 徳市	○ 12番 梶山 達男
○ 13番 田中 晴美	○ 14番 山本 鉄美	○ 15番 松永 敬資
○ 16番 藤川 吉生	○ 17番 崎村 康子	○ 18番 瀬川 伸清
○ 19番 山川 重晴		
出席農業委員数 19名	在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。	
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
○ 松田 実男	○ 大久保 耕次	○ 安永 光男
○ 松瀬 義之	○ 大石 裕	○ 鈴立 企一
○ 村田 勝美	○ 立山 義典	○ 早坂 勇
○ 川下 實	○ 吉田 政明	○ 北川 廣海
○ 岩木 保徳	○ 松永 勝也	
○ 百枝 純治	○ 萩原 健詞	
○ 松尾 和広	○ 紙本 政信	
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 森田 俊行	次 長 辻田 三代子	係 長 田畑 徹二
主 査 桃田 忠邦	副主任 前川 祐樹	主 任 川村 和夫
7. 議 長	山 川 重 晴	
8. 議事録署名委員の指名		
17 番 崎 村 康 子	18 番 瀬 川 伸 清	

事務局長 先月、お話ししましたように、今年度の農業委員会の目標について、現時点での実績についてお知らせをさせていただきたいと思っております。まずは一点目の農地利用集積でございますが、農業委員、推進委員一人当たり集積面積目標が2ヘクタールで、37名で74ヘクタールの目標面積に対しまして、135ヘクタールの実績で目標を達成しております。二点目の農地中間管理事業に係る分につきましては、40ヘクタールの目標としておりましたが、38ヘクタールの見込みとなりまして、若干目標を下回っております。三点目が遊休農地の解消でございますが、1.1ヘクタールの解消目標に対しまして、1.3ヘクタールの遊休農地の解消ということで、こちらも目標を達成しております。四点目の非農地処理につきましては、15ヘクタールの目標に対しまして、実績が45ヘクタールで達成しております。ただし、今年度の農地パトロールで非農地(B分類)がかなり増えており、現在54ヘクタールほどありますので、所有者が分かっている分につきましては、非農地の処理を進めていきたいと考えております。五点目でございますが、農業者年金の新規加入者の確保につきましては、2名の目標に対しまして、3名とこちらも目標を達成しております。六点目が全国農業者新聞の購読ですが、122部の現状維持に対しまして、122部の現状維持が見込まれておりますので、こちらの方も達成しております。併せまして、農業委員の購読全員ということでこちらも挙げておりますが、こちらも全員購読していただいておりますので、達成しております。7項目のうち6項目が達成しております。委員の皆様ありがとうございました。以上が現時点の農業委員会の目標と実績でございます。それでは、会長の挨拶を受けまして2月の定例会に入らせていただきたいと思います。

会長 皆さんこんにちは。ご多忙の中にご出席いただきましてありがとうございます。今、局長のほうから実績報告をしたところでございます。今年度、皆様方と年度当初に計画を立て、今の事業に取り組んできた訳でございますけど、皆様方のご協力によりまして年間立てておりました計画、全てにおいて達成できました。これも、皆様方のご尽力によるものと厚くお礼を申し上げたいと思っております。特に年金推進は非常にこの活動の中でも難しい事業でございます。この年金制度というのは、加入者にとりましては、老後の生活を支える非常にいい制度でございます。しかし、掛け金等もございまして、非常に難しい状況でございますけれども今年度は3名の方加入いただきました。特に担当していただきました皆様方に厚くお礼申し上げたいと思っております。また農業新聞におきましても、122部という年間目標を立てて取組んできた訳でございますけれども、これも達成をすることができました。推進にあたっていただきました委員さんにも厚くお礼を申し上げたいと思っております。

中間管理事業につきましては、若干達成できなかったということもございまして、これはそれぞれの地域に入って説明会等をする予定が、コロナの関係で地区に入ることができませんでした。そういうことで、予定してござい

した地区の話し合いができずに、担当者のほうで回っていただきましたけれども、なかなか集まって説明をして、効率よく加入していただくということができなかったということがございまして、これだけはちょっとコロナの関係もありましてできませんでした。総枠は達成いたしておりますので、ただ中間管理事業だけが達成できなかったということでございます。

県の会議が先日ありましたけれども、他の所を見てみましても、今年はコロナの関係で市町の各委員会も取り組みができておりません。県の会議も国の会議もほとんど開催されず、テレワーク等での開催もありましたけれども、テレワークの開催はお互いの意思が通じないところもございまして、課題もあったようでございます。ただ、ほとんどの目標を計画達成したということで皆様方に重ねて厚くお礼申し上げたいと思います。

それでは、議事に入っていきます。本日の 8 番の田中康委員が早退ということでございます。それでは本日の議事録署名人の指名をさせていただきたいと思っております。17 番の崎村委員、18 番の瀬川委員、この両名に本日の議事録署名人をお願いいたします。それでは、各種報告の方から入らせていただきます。

事務局 各種報告に入ります。総会資料 1 ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん事業報告でございます。

令和 2 年 10 月 29 日に■■■■氏からあっせんの申し出があった分です。相手方は志佐町横辺田免■■■番地、■■■■氏です。あっせん会を 1 月 22 日に上志佐公民館で行い、1 回で協議が整いましたので、令和 3 年 1 月 29 日に市役所で調印が行われました。以上でございます。

議長 あっせんに当たっていただいた、あっせん委員さんからも経過につきましてご報告をいただきたいと思います。

あっせん委員 推進委員 8 番の鈴立です。今、事務局からご説明がありましたとおりで、前回の会の時には、あっせん会まで開いており、その後、調印式が行われて、全て終わった次第でございます。水張りですけど、金額が総額で 85 万。それで売買が整いました。昔の上志佐村農業会の債権が付いておりまして、実際には請求は上がっていないのですが、戦後、昭和 25 年くらいまで農協の前身ですが、その債権がありまして、安くなった感じになっております。以上です。

議長 ありがとうございます。お世話いただきました委員さんにはお礼を申し上げたいと思います。

事務局 次に農地法第 18 条第 6 項の規定による通知合意解約についてご説明いたします。

2件ございます。1件目の貸し人、■■■■氏、借人、■■■■氏の分は平成30年3月28日から令和6年6月19日までの6年3カ月の賃貸借契約となっておりますが、借人の都合による解約になります。2件目の貸人、■■■■氏、借人、■■■■氏分は平成29年6月20日から令和5年6月19日までの6年間の賃貸借契約となっておりますが、農地中間管理事業への借り替えによる解約になります。

続きまして、申請事件の処理状況等について資料に沿って読み上げさせていただきます。

〈 申請事件の処理状況以下、資料読み上げ 〉

農地法関係

令和3年1月分

条項	譲渡人(貸人)	譲受人(借人)	転用目的	申請面積	処理状況
5	■■■■	■■■■	一般個人住宅	6.25 m ²	R3.2.15 許可
	■■■■	■■■■	進入路	1,364 m ²	R3.2.15 許可

農地法関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第3条	経営規模拡大	3	402 m ²	2,821 m ²	3,223 m ²
	親子間による生前贈与	1		6,519 m ²	19,769 m ²
計		4	402 m ²	9,340 m ²	9,742 m ²

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第5条	宅地分譲	1	2,797 m ²		2,797 m ²
	発電用施設用地	1	1,360 m ²		1,360 m ²
計		2	4,157 m ²		4,157 m ²

証明関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
農地の一括贈与に係る証明		9			

農用地利用集積計画

権利の種類	件数	面積		
		田	畑	計
所有権移転	1	1,437 m ²		1,437 m ²
利用権設定	4	21,614 m ²	4,155 m ²	25,769 m ²
賃借権	4	21,614 m ²	4,155 m ²	25,769 m ²
使用貸借				
計	5	23,051 m ²	4,155 m ²	27,206 m ²

意見書関係

申請事由	件数	面積		
		田	畑	計
農用地利用配分計画(案)について	1	9,757 m ²	4,155 m ²	13,912 m ²
時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案について	1	409 m ²	2,793 m ²	3,202 m ²

議長 各種報告が終わりました。何か質問はございませんか。よろしいですか。
 それでは、付議事項に入ります。議案第 10 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 それでは、議案第 10 号 農地法第 3 条の規定によります所有権移転の許可申請につきまして説明をさせていただきます。議案の 4 ページとなっております。事件番号 1 番です。譲渡人は星鹿町岳崎免 〇番地 〇、〇氏、譲受人は、星鹿町岳崎免 〇番地、〇氏でございます。対象地は星鹿町岳崎免 〇番地、〇畑、〇平方メートル。同じく 〇番、〇畑、〇平方メートル。同じく 〇番、〇畑、〇平方メートルの 3 筆で合計 〇平方メートルでございます。申請事由は、経営規模拡大のための双方の合意に基づく所有権移転の許可申請でございます。譲受人世帯の経営状況は耕作面積が 18,723 平方メートル、農業従事者は 1 名、農業従事日数は年間 300 日となっております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

続きまして事件番号 2 番についてご説明いたします。譲渡人は鷹島町三里免 〇番地 〇氏、譲受人は同地番 〇氏、譲受人は譲渡人の子になります。申請地は鷹島町三里免 〇番、地目は畑、面積は 〇平方メートルから鷹島町船唐津免 〇番、地目は畑、面積は 〇平方メートルまでの畑 6 筆、合計面積は 〇平方メートルです。譲受人は譲渡人

の農業後継者であり、親子間での生前贈与になります。また[]氏は計画的に農地を[]氏に譲るようにされております。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が54,130平方メートル、農業従事者3名、譲受人の農業従事日数は、年間200日となっております。以上の状況により、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

続きまして、事件番号3番についてご説明いたします。資料の5ページをお願いいたします。譲渡人は福岡市中央区[]、[]氏、譲受人は鷹島町里免[]番地[]、[]氏です。申請地は、鷹島町里免[]番、地目は田、[]平方メートルです。申請理由は経営規模拡大のためとなっております。申請地の譲渡につきましては、譲渡人と譲受人の双方の父の代に話ができており、平成12年から管理をされていた譲受人の父が、譲渡の話を受けていたとのことです。当時は譲渡人の父の名義でありましたが、平成28年に亡くなられたため、相続登記がなされております。今回の申請は、既に現役を退いている譲受人の父が現在農地の管理をしている息子に土地を譲る準備をしている中で、申請地だけでも先に整理したいとのことで、譲渡人との合意による所有権移転の申請に至っております。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が21,093平方メートル、農業従事者1名、農業従事日数は、年間150日となっております。以上の状況により、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

最後に事件番号4番です。譲渡人は御厨長前田免[]番地[]、[]氏。譲受人は御厨長前田免[]番地[]、[]氏でございます。対象農地は御厨町前田免[]番[]、地目は畑、[]平方メートルの一筆でございます。申請の事由といたしましては、経営規模拡大のための双方の合意に基づく所有権移転の許可申請でございます。譲受人世帯の経営状況につきましては、耕作面積が20,784平方メートル、農業従事者は1名、農業従事日数は年間200日となっております。以上により、農地法3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上4件につきまして、ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 議案の説明が終わりましたので、事件番号1番から地元委員さんの意見をお聞きしたいと思います。

推進委員 推進委員6番の松瀬です。先ほど事務局から説明があったとおりで、[]氏は認定農家でもあり、親の代から[]さんの畑を借り受けております。飼料作物を現在まで作っておられる。[]さんもその当時から売買により手放していたと思っておられたようです。今回売買が成立したということにより、特に問題はないと思われます。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは事件番号2についてもお願いします。

14 番 農業委員 14 番の山本です。先ほど事務局より説明がありましたとおり、親子間による贈与ですので、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは事件番号 3 についても申し上げます。

18 番 農業委員 18 番の瀬川です。事件番号 3 につきましては、先ほど事務局の方から大変詳しく説明がありましたとおりでございます。特に補足すべき点はありません。問題ありませんので、よろしく申し上げます。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは事件番号 4 についても申し上げます。

12 番 農業委員 12 番の梶山です。■■■■氏は義理の娘にあたる人で、この人が専属で農業をされております。何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからの所有権移転については特に問題ないというような発言でございます。ここで質問を受けたいと思います。この案件につきまして、何か皆様方からご意見等ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長 ご意見もないようでございますので、申請どおり許可することに異議ございませんか。

委 員 はい。

議 長 異議なしと認めます。よって議案第 10 号は申請どおり許可することといたします。次に議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 それでは議案第 11 号農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして説明をさせていただきます。議案は 6 ページとなっております。事件番号 1 でございます。現在の位置図、字図、区画計画図、道路計画図、断面図、これらを議案の 27 ページから 32 ページに添付いたしております。適宜ご覧いただければと思います。内容について説明をさせていただきます。譲受人は志佐町里免■■■■番地■■■■、■■■■氏、譲渡人は志佐町里免■■■■番地、■■■■氏でございます。申請地は松浦市役所から■■■■へ■■■■メートルのところにございまして、所在地は志佐町里免■■■■番■■■■、地目は田、面積は■■■■平方メートルで売買

によります所有権の移転を行うこととなっております。転用の目的は宅地分譲でございます、全部で 9 区画の宅地を造成するものでございます。農地の区分につきましては、都市計画法における用途地域にある農地でございますので、第 3 種農地となっております。用途の区分としましては、第 1 種低層住居専用地域でございます。土地利用計画につきましては、最高で 1.12 メートルの切土、最高で 1.09 メートル程度の盛土によりまして、九区画の宅地を造成する計画となっております。排水に関しましては、雨水は、道路両端の側溝を介しまして、最終的には市道側溝へ放流をする計画。汚水及び生活雑排水に関しましては、下水道がございますので、そちらへ接続をして処理をするという計画になっております。融資証明によりまして、資金計画を確認いたしました。併せまして宅地建物取引免許証にてこの事業に必要な資格を有しているということを確認いたしました。よって本事業が確実に行われるものと考えているところでございます。

続きまして、事件番号 2 についてご説明いたします。現在の位置図を 27 ページと 33 ページ。字図、平面図を 48 ページ、49 ページに添付しています。譲受人は福岡市博多区 [REDACTED] 株式会社代表取締役 [REDACTED] 氏、譲渡人は調川町下免 [REDACTED] 番地、 [REDACTED] 氏でございます。申請地は調川小学校から、 [REDACTED] へ [REDACTED] メートルのところにございまして、所在地番は調川町下免 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目は田、面積は [REDACTED] 平方メートルで、売買による所有権の移転を行う計画となっております。転用の目的は、発電用施設用地として、利用するものでございまして、太陽光発電の用地でございます。申請地につきましては、令和 3 年 1 月 28 日付けで農用地区域から除外がなされまして、10 ヘクタール未満の小規模団地内にある農地のため、第 2 種農地と判断いたしております。土地利用計画につきましては、現状のまま利用され、太陽光パネル 304 枚が野立てで設置される計画であります。排水は雨水のみでありまして、計画では場内浸透自然流下となっております。このことにつきまして、2 月 19 日に現地調査を行いました。出席をいただいた委員さんと事務局の意見といたしまして、場内浸透、自然流下の計画で隣接をしている宅地があるのですが、そちらに雨水が流出することなく、雨水の処理がきちんとできるのかどうか最終的に判断できないのではないかと結論に至りました。よって同日、この排水計画で問題ないか、判断ができる資料、流量計算等も含めまして、資料の提出を転用者に対しまして指示をしたところでございますが、本日、総会までに資料の提出が間に合っておりません。従いまして、転用者に対しまして、本日、状況の確認を行いました。電話でのやりとりでございますけれども排水計画につきましては、先日の指摘を受け、検討をしているとのことで現在、側溝を設置して排水をする計画で調整中でありますという回答がありましたので、報告をさせていただきます。資金計画につきましては、残高証明によりまして、事業を行うとなった際の確実性の確認をいたしました。現在、排水計画に関しまして、以上のような状況であります。

この場でご審議をいただければと思うところでございます。以上2件となっております。よろしくお願ひいたします。

議 長 議案の説明が終わりましたので、地元委員並びに現地確認に行かれた委員さんにも意見を聞きたいと思ひます。事件番号1の方から、地元委員さんお願ひします。

推進委員 推進委員7番の大石です。19日に6名で立合ひをしました。■■■さんは、去年の6月に息子さんが亡くなりまして、田植え寸前であった田植えができず、一部はされていたが、夏頃、誰かに預けたらどうかと言ったのですが、■■■さんは昭和15年生まれで81歳になりますので、私はできませんと言われまして、息子さんも病気がちで農業はできない状態で、農業はできないですといわれたものですから。この話は去年の8月くらいから進められている模様で、周りは、■■■さんの田とか宅地があるのですが、そこは親戚関係で、多分問題はないだろうと思ひます。脇は堤からの河川路、用排水路が流れていまして、そこと■■■さんの間だけが宅地造成になるもので、私としては問題ないだろうと思ひます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。それでは事件番号2についてもお願ひいたします。

推進委員 推進委員11番の村田です。先ほど事務局より説明がありましたとおりで、19日の日に事務局並びに吉原委員、益本委員とともに現地の確認を行ひまして、皆さん方も自然排水ということが納得いかないなという感じでおられた訳ですが、ただ、先ほどの業者からの説明のとおり排水路の計画ができてしまえば、自然排水と言っても宅地が点在するところに流れていくのだろうと思ひますけど、排水計画次第と思われまひます。この導線に関しては、どうぞご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。現地確認に行かれた委員さんからもお聞きしたいと思ひます。吉原委員、お願ひします。

10番 農業委員10番の吉原です。事件番号1について調査結果の報告をいたします。事務局からも地元の推進委員さんからも詳しくご説明があつて、また被つてしまひますけれども、よろしくお願ひします。2月19日9時より、事務局の現地案内にて地区担当の大石推進委員、農業委員の益本委員と吉原、それに申請者の■■■さんの立合ひのもと、事務局の桃田主査より申請内容の説明と申請者の■■■さんの説明を求めました。この案件の所在地は志佐町里免■■■番■■■、地目田、■■■平方メートルで第1種低層住居専用の用途地域で第3種農用地区であります。議案書の27、28ページに所在地の図面29ページに申請地

の字図、30 ページに区画整理計画図、31 ページに道路計画図、32 ページに造成断面図がありますのでご参照をお願いします。この 5 条申請の譲渡人の志佐町里免 〇〇番地の 〇〇〇〇さんは、農業の継続は困難とのことで、譲受人の志佐町里免 〇〇番地 〇〇、〇〇〇〇氏は宅地取引業者でありまして、9 区画の分譲宅地の開発を計画されているものであります。造成計画は現況の農地の形状を活用し、一部区画形状の修正のため、切り盛り土約 1 メートルとなっております。雨水排水計画は団地中央道路の両側溝に 300 の U 字溝の排水路、そして西側の市道 〇〇〇〇線の 400 の U 字溝に乗せ、団地南側の整備された野山側に流末処理をされ、また汚水、生活雑排水は下水道に接続されるものです。転用にかかる周辺農地への影響については、既に回りが住宅地であり、農業用水については、野山側には用水路が別に設置されておりまして、支障なく北側の住界につきましても、〇〇〇〇氏の身内であり、既にお話をされているとのことです。以上のことにより、許可することに問題ないと調査を行いました。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。事件番号 2 の方もお願いします。

11 番 農業委員 11 番の益本です。2 月 19 日に事務局と一緒に現場確認をしました。事務局からの説明、それと地元委員さんの説明のとおりでありまして、雨水の処理が気になった訳ですけれども、先ほどの説明で側溝等を入れるということであれば問題ないのではないかとそのように判断をいたします。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。地元委員並びに現地確認に行かれた委員さんの方からも説明を受けました。ここで皆さんからの質疑を受けたいと思います。事件番号 1 のほうから、関係皆さんから特に転用については問題ないだろうという発言でございました。この案件につきましてご質問等、お気づきの点等ございませんでしょうか。用途地域に指定された所でございますので、問題はなかろうと思っております。申請どおり許可相当と意見を付して進達することに異議ございませんか。

委 員 はい。

議 長 はい、異議なしと認めます。よって事件番号 1 につきましては、農業委員会としては、許可相当と意見を付して進達することといたします。

事件番号 2 について、事務局の方に質問したいと思います。先ほど雨水については、側溝という話がありましたけど、どこにどんなふうにごまますのか具体的に説明をしてください。

事務局 34 ページの字図をご覧ください。申請地は 〇番 〇 なのですけれど、その下の宅地の 〇番 〇 という宅地がございます。この 7 の数字の右辺りに排水の集水桝がございます。これが 〇番 〇 の上の田 〇番 〇 になるのですが、そちらの方から暗渠でその集水桝に一旦落ちまして、そこから西側の道路敷きにある青い線があるのですが、そちらの排水路の方に繋がって排水がなされていることを、本日にはありますが、事務局の方で現地を目視で確認いたしました。〇番 〇 の数字の 〇 の付近に接続ができそうな桝がありますので、〇番 〇 とそこを繋ぎまして、そこに排水をするという計画で側溝を設置することが可能ではないかと考えております。このことにつきましては、本日は、業者の方にも伝えまして、そういった方法もありますよということで検討を再度お願いしたところでした。丁度、現場の方に行ったところ近隣の農家さんとお話をする機会がありまして、近隣の住宅地が以前は田だったので、田越しで水が流れていたということで、近隣に排水路として使うような水路が今までなかったそうで、改めて確認をしたところ、最初に申し上げた排水の経路がひとつ確認できましたので、そこに接続すれば排水としては問題がないのではないかとということから、業者のほうには改めまして、そこに設置をした排水の計画でという話をさせていただいております。業者のほうも先日の指摘内容は十分理解をされているようで、排水路による目に見える形での排水計画で調整をしていきたいという話でありました。以上でございます。

議長 〇番 〇 からどのように水路を通っていくのですか。

事務局 暗渠で 〇番 〇 の土地から目に見えるところに桝がありまして、そこに落ちているようです。そこから更に暗渠の排水で西側、南東側にある道路に沿った水路、蓋がしてある道路敷きの水路なのですが、そちらに排水がなされているようです。丁度、現地に居合わせた現地の方に聞いたところそういうふうになっているのではないかとのお話がありました。

議長 どれくらいの径が入っているのですか。ヒューム管とか塩ビ管とか。そこは詰まっているのではないでしょうね。

事務局 水の流れはありました。塩ビの 150 から 200 程度の径ではなかったかと思えます。

議長 例えば 〇番 〇 のすぐ下の 〇さんとか 〇さんのほうに傾斜はしているでしょ。そうすると今の話では排水できるような状況、場合によってはそちらの宅地に流れる可能性がある。その了解は得ていますか。

事務局 近隣の方々につきましては、土地の所有者の 〇さんのほうから太陽光発電

の設置について、それぞれお話しされていることの報告は受けております。

議 長 了解はされているということですか。

事務局 説明をされたということはお聞きしておりますが、それに関して同意を得たというところまでは確認はいたしておりません。

議 長 太陽光発電はどうしてもトラブルが起きるのは水の問題です。後から問題がないような対応をしっかりとしてもらわないといけない。排水、具体的な事業が計画として出ていないものですから。

5 番 農業委員 5 番の武部です。西側の斜面は地滑り地域になっていると思います。去年ですか 1 月の事件でも話をしたのですが、ある程度注意してやらないといけないのではないかと思います。行政指導に基づいて造成されている所で図面の南の方に流れている川及び西側斜面については以前に地滑りが発生し、砂防工事が数か所実施されています。この西側斜面は北側の国道付近までが地滑り地域として指定されていると思います。

議 長 他に何か皆様方のほうから質疑ございませんか。

10 番 農業委員 10 番の吉原です。現地確認に行った委員から申し上げにくいのですが、この計画では雨水については、自然に浸透させたい。当該用地は田ですから、それに勾配をつけて流すということでした。私たちが気になって、付近を見て回って、どこに排水を受ける排水溝があるのか下の方まで歩いてみました。今、事務局から報告がありましたが、排水対策をするということですが、今まで太陽光発電については、排水の問題が一番重要となっております。業者がするという事でU字溝を敷いて排水をするということですからいいですね、ということには、私は慎重な考えを持っております。しっかりとした排水の計画図面を出していただかないと、農業委員会で良いと言われたからと、住宅へ水が寄ったりしたら困りますので、私は業者の方に排水計画図を委員会へ提出していただきたいと思います。

議 長 今、排水計画図を出してもらおうという意見でございます。特に今回の場合は排水計画が出ていないので、それと、この地区全体が田越しできたものですから、具体的な排水施設がないのですよ。そういうことになりますと、降った雨が宅地の方へ流れてくると想像がつく訳です。今後、問題がないようにしっかりと対応していかないといけないかなと思います。

他に皆さん方からご意見ございませんか。これは、吉原委員も言われたように、保留して排水計画を出してもらおうようにしましょうか。どうでしょうか。

5 番 農業委員 5 番の武部です。それがいいと思います。

議 長 そういうことにしましょうかね。事件番号 2 については、一旦保留をして業者から排水計画をしっかりと出してもらって検討するということにします。今回の総会では、事件番号 2 については、保留することにいたします。

次に、議案第 12 号 農地の一括贈与に係る証明願いについてを議題とします。

事務局 議案第 12 号 農地の一括贈与に係る証明願いにつきまして、説明をさせていただきます。始めに贈与税の納税猶予という制度ですが、農業を営むもの、贈与者が全ての農地を後継者推定相続人の一人ですが、この人に一括して贈与した場合に、通常、贈与を受けた際に課税をされる贈与税、この納税を猶予するという制度となっております。この猶予された贈与税は、贈与者又は後継者のいずれかが死亡した時に免除されるということになっております。贈与者の要件としまして、農地等を贈与した日まで引き続き 3 年以上農業を営んでいる個人であることとなっております。

次に後継者の要件についてですが、まず一つ目、贈与者の推定相続人であること。二つ目に農地等を取得した日の年齢が 18 歳以上であること。三つ目に農地等を取得した日まで引き続き 3 年以上農業に従事していたこと。四つ目ですが、農地等を譲り受けた日以降、速やかに譲り受けた農地において農業経営の開始をすること。以上四つの要件となっております。以上のとおり納税猶予制度を活用した場合、通常は最終的に免除となりますが、もし途中で農業経営を廃止した場合や、農地の売り渡し、貸付、転用、又は耕作の放棄があった場合には、この猶予された贈与税の全部又は一部それと贈与時からの利子税、こちらを合わせて納税することとなります。

また、納税猶予適用期間中は 3 年毎に納税猶予の継続届出書を税務署及び県北振興局税務部に提出をする必要がございます。この提出を怠った場合も納税猶予を打ち切りとなりまして、納税をする必要が出てまいります。毎年 2 月に継続手続きの届を行っておりますが、届出の提出にあたりましては、後継者が引き続き農業経営を行っている旨の農業委員会の証明書、これを添付する必要がございます。資料の 8 ページに添付をしております、納税猶予者の一覧表に記載をされている対象者につきまして、引き続き農業経営を行っているか確認をいただきまして、証明書の交付をしてよいかご審議いただきますようお願いいたします。説明は以上でございます。

議 長 議案の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。皆様方に確認していただきたいのは、今、事務局が説明しましたように、引き続き農業経営を行っているかどうかということでございます。担当地区等見ていただきまして、問題なければ証明書を出したいと思います。いかがでしょうか。農業経営を行っているということによろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは、議案第 12 号は農業経営を行っているというところで証明願いを提出するものとしたします。

議長 次に議案第 13 号 農地の一括贈与に係る証明願いについてを議題とします。これば、委員さんの分になりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、関係委員は議事に参加できないことになっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(関係委員 退席)

議長 それでは説明をお願いします。

事務局 議案第 13 号農地の一括贈与に係る証明願いにつきましてですが、関係委員の分になります。内容につきましては、先ほどの議案第 12 号で説明をさせていただいたとおりでございます。今後の手続きに必要となりますので、現在も農業をしているという証明書の交付につきまして、ご審議方いただければと思います。よろしくお願いたします。

議長 議案の説明が終わりました。農業経営を行っているということで、確認するというところでよろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それでは証明書を提出するものとしたします。

(関係委員 着席)

議長 次に議案第 14 号 農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局 11 ページをご覧ください。農業経営基盤促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり農地利用集積計画を決定するものでございます。公告予定日を令和 3 年 2 月 26 日としております。12 ページ、13 ページにあっせん事業による所有権移転分を、15 ページに賃貸借の再設定分、新規設定分の各筆明細を添付しております。以上でございます。

議長 事務局からの説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。この案件につきまして、何か皆様の方からご意見等ございませんでしょうか。

委員 (意見なし)

議長 ご意見も無いようでございますので、計画どおり決定することに異議ございませんでしょうか。異議なしと認めます。よって議案第 14 号は計画どおり決定することとし、公告予定を令和 3 年 2 月 26 日とさせていただきます。

議長 次に議案第 15 号 農用地利用配分計画案についてを議案といたします。

事務局 20 ページをご覧ください。議案第 15 号農用地利用配分計画案についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求められたので、意見書を提出するものでございます。

議長 委員さんの分になりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、関係委員は議事に参加できないことになっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(関係委員 退席)

事務局 こちらは委員さん関係になります。甲者が■■■■氏から借り受けた分を■■■■氏に貸し付ける分で、10 年間の賃貸借契約になります。25 ページに益本徳市氏の経営状況を記載しておりますので、ご審議方よろしく願いいたします。以上でございます。

議長 議案の説明が終わりました。この案件につきまして、質疑を受けたいと思います。何かご意見等ございませんでしょうか。ご意見もないようでございますので、問題ないとの意見書を提出するということが異議ございませんか。

委員 はい。

議長 異議なしと認めます。よって議案第 15 号は配分計画どおり問題ないということで意見書を提出することにいたします。

(関係委員 着席)

議長 次に議案第 16 号 時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案についてを議題といたします。

事務局 議案第 16 号時効取得を原因とする農地の権利移転登記事案につきまして、説明をさせていただきます。議案の 26 ページとなっております。事件番号 1 でご

ございます。登記義務者は大阪府八尾市弓削町■■■■番地■■■号、■■■■氏。登記権利者は星鹿町青島免■■■番地■■■■氏でございます。土地の表示は松浦市星鹿町青島免■■■■番、地目が畑、面積が■■■平方メートル。この農地を含めまして、田で3筆、畑15筆、以上、合計の18筆で面積が■■■平方メートルでございます。法務局の受付年月日及び受付番号は、令和3年1月28日受付の第308号で、登記の原因は平成7年9月30日の時効取得でございます。この件につきまして、2月16日ですが■■■■氏ご本人さんへ電話によりまして、聴き取りの調査を行ったところでございます。この度の時効取得に至った経緯でございますが、■■■■氏と■■■■氏は従妹の関係であります。元々、■■■■氏の父親が青島出身だそうで、平成6年8月に■■■■氏が土地建物を相続されたということなのですが、■■■■氏が大阪に在住ということで、今後、青島に戻ることがなく、平成7年9月30日に■■■■氏が■■■■氏から土地の管理を依頼されまして、今日に至る20年以上に渡りまして、現在まで管理を続けているという内容でございます。このことによりまして、時効取得による所有権移転登記が完了したもので、20年以上も所有の意思をもって平穩かつ公然に占有の継続をしてきたものでありますので、この時効取得は問題ないものと思われます。以上、ご審議方お願いいたします。

議 長 議案の説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。松瀬委員さん、地元委員として分かればお願いします。

推進委員 推進委員6番の松瀬です。事務局から詳しく説明があったとおり、特に問題はないと思われます。対象地の半分以上は非農地ということで青島も農地は荒れてきておりますので、特に他に迷惑をかけることはないものと思われます。

議 長 ありがとうございます。地元委員さんからも特に問題ないということでございます。皆さんからの質疑を受けたいと思います。この案件につきまして、何かご意見等ございませんでしょうか。

委 員 (意見なし)

議 長 ご意見もないようでございますので、議案第16号は農業委員会としては、問題ないということで提出することに異議はございませんか。異議なしと認め、この案件につきましては、農業委員会としては、問題ないということで意見書を提出することといたします。

以上を持ちまして付議事項の全てを終了いたしました。総括的に皆さんから何かございませんか。

委 員 (意見なし)

議 長 それでは次回の委員会は、3月26日金曜日 市民ホールで、時間は13時30分
か15時からのどちらかで行います。以上を持ちまして2月の定例総会を閉会い
たします。お疲れさまでした。

〈 閉会の時刻 〉 15 時 10 分